

# 公立学校における聖書朗読とアメリカの政教分離

高畑 英一郎

はじめに

1. アメリカ建国期の教育
  2. 公立学校の発足と発展
  3. 公立学校での無宗派主義
  4. カトリック教徒の大量移民
  5. 公立学校の無宗派主義に対するカトリックの反対
  6. 国民統合の手段としての「聖書朗読」
  7. 「聖書朗読」をめぐる判例
- おわりに

## はじめに

日本国憲法は、宗教団体への特権付与・財政支援(二〇条一項後段、八九条前段)、政府の宗教教育・宗教的活動を禁止し(二〇条三項)、さらに宗教団体に政治上の権力行使を禁じている(二〇条一項後段)。これらの規定から、憲法は政教分離原則を採用しているとされる<sup>①</sup>。政府が公立学校で宗教教育を行うことは、特定の信仰を支援することを意味するので、政教分離に違反するとみなされるのである。

アメリカ合衆国憲法も、政教分離規定に相当する国教樹立禁止条項を一七九一年に制定した<sup>②</sup>。特定宗教の支援となる公立学校での宗教教育は許されないはずだが、アメリカでは長らく公立学校において宗教的な活動が容認されていた。その代表的な例が、一日の授業が開始される前に聖書の一節を読む「聖書朗読」である。この聖書朗読は、一九六三年にアメリカ連邦最高裁が憲法違反の判決を下すまで、一〇〇年以上にわたり、アメリカの各地で行われてきた。こうした慣行は、アメリカ社会がキリスト教を背景に成立したことを示す指標であり、そのことは古くから認識され許容されていた<sup>④</sup>。

公立学校での聖書朗読には別の側面もあった。それはアメリカ建国を担ってきた人々の価値観の保全としての側面であり、移民国家では当然に発生する文化的軋轢に対する対応策として、移民をアメリカ社会に同化させる手段だった。キリスト教プロテスタント的な価値観の下での国民統合(「プロテスタントの事実上の公定」<sup>⑤</sup>)は、一九世紀アメリカの公立学校制度を通貫する主軸であり、それは「(プロテスタント的)無宗派主義」と呼ばれた。公立学校での聖書朗読はそれを支える活動だったのである。

第二次世界大戦後でもアメリカ社会は、キリスト教的な文化を主要な前提としており、冷戦期に反宗教的なソビエト連邦に対抗する点でも信仰を重視していた。だがその頃にはプロテスタントの価値観だけに立脚するのではなく、カトリックやユダヤ教を広く包含する多元主義へと移り変わっていったのである。こうした（二神教的な）宗教多元主義が定着していくにつれて、公立学校から宗教的活動が消えていった。ただその背後に、学校教育をめぐる一〇〇年以上にわたるプロテスタントとカトリックの壮絶な対立があったことは、あまり知られていない。<sup>6)</sup>

本稿では、アメリカの公立学校制度の発足と定着、その中で公立学校での聖書朗読が必要とされた背景、プロテスタント的価値観を基盤とするアメリカ社会に対する移民たちの反発、同化の手段としての聖書朗読がもたらした軋轢、政教分離原則と聖書朗読との関係を考察し、一九世紀のアメリカ社会が政教分離をどのように理解していたのかの一端を示したい。

## 1. アメリカ建国期の教育

### a. 植民地時代の教育

植民地期のアメリカに移民した多くはヨーロッパの中産階級の人たちであり、その読み書きや計算の能力にはばらつきがあった。<sup>7)</sup> 植民地の商業が発展してイギリスや他の植民地との交易が盛んになるにつれ、<sup>8)</sup> また男性に選挙権が認められるようになると、識字能力は重視されるようになり、初等教育が盛んになった。<sup>9)</sup> 例えばマサチューセッツは一六四七年に義務教育法を制定して、タウンに学校の設立を義務付けていた。<sup>10)</sup> 植民地での教育は、実用的な知識の提供とともに、聖書を理解する基礎を子供たちに与えることで社会を野蛮さから守ることも目的としていたのである。<sup>11)</sup>

北部植民地では、キリスト教的共同体建設のためには教育が最も重要であり、知的遺産の継承機関としてだけでなく、文化追求の機関としても重要だと考えられていた。<sup>12</sup> 北部に多く入植したピューリタンは聖書中心主義に立つので、聖書に関する知識が必須であり、その前提となる識字能力を広く普及させるためにも教育に力を注ぐ必要があった。<sup>13</sup> 一六四七年法で設置された学校は当初有償であったが、学校運営費の不足分に税金が投入されるようになり、徐々に授業料を支払うのは金銭的に余裕のある家庭のみとなっていった。<sup>14</sup> そして、一八世紀半ばになると、学校運営費や教師の給与の大半が公費で賄われるようになった。マサチューセッツやコネティカット、ニューハンプシャーなどでは、この時点で無償の公立学校が事実上設置されていたのである。<sup>15</sup>

人口のまばらな南部では学校は設立されず、主に家庭が教育を担っていた。<sup>17</sup> ニューヨークやペンシルベニアなどの東海岸中部でも、植民地政府の関与はほとんどなかった。<sup>18</sup> 東海岸中部にはイギリスのみならずヨーロッパの各地から移民が入植したので、北部や南部のようにイギリス系移民という言語的にも社会的にも均一な集団で植民地が構成されていたわけではなかった。<sup>19</sup> そのため、社会的文化的な統一のために学校を設立するのではなく、それぞれの移民集団の教会や各家庭が教育を担当した。<sup>20</sup> 東海岸中部では各々の移民集団が自分たちの文化を子供たちに教育していたのであり、ここがイギリス領になってからも言語を英語に統一するといった同化政策は採用されなかった。<sup>21</sup>

## b. 建国期の教育

独立革命の前後には、教育はアメリカ建国の理念を維持するものと考えられるようになった。<sup>22</sup> 建国当初から(大規模国家での持続可能性など)民主制に対する懸念があり、さらにシェイズの反乱(一七八六年)<sup>23</sup> やウィスキー税反乱

(二七九一年)<sup>(24)</sup>がアメリカ合衆国そのものに動揺を与えていたが、建国の父たちは教育を通じて自由と秩序を確保することで克服しようとし、その実現にはプロテスタント聖書に基づく道徳教育が必要であると認識していた。<sup>(25)</sup>そのため、アメリカ建国期でも教育は宗教的要素を多く帯び、内容も教義的なものであった。<sup>(26)</sup>合衆国憲法に政教分離原則が明記された後も公定教会制を続ける州はあり、宗教学校への公金援助も多く行われていた。<sup>(27)</sup>

とはいえ、公立学校を設立する動きがなかったわけではない。公立学校の設置を州政府に要請する州憲法が制定されたこともあった。<sup>(28)</sup>しかしジェファースンがヴァージニア州の公立学校制度の設立を何度か提案したにも関わらず、州議会はこれを認めなかった。これは少なくとも、ヴァージニアの人々が教育のための新たな課税や学校教育制度といった政府の新規の制度に懐疑的であったことを示しているといえよう。<sup>(29)</sup>こうした懸念が建国時の公立学校設立の動きを挫くものとなった。<sup>(30)</sup>他方マサチューセッツ州では、一七八〇年代には全州に無償の小学校在設置されていた。ニューヨーク州では一七九五年から一八〇〇年まで税金を財源とする学校が設置され、二〇歳未満の子どもの三七%に当たる五万八〇〇〇人が通学していたが、教育のための新たな課税に対する不評から、五年で頓挫した。ヴァージニア州と同じく、共和政府は教育に介入する必要はないと考えられたのである。<sup>(31)</sup>

### c. 建国期の教育に対する連邦政府の対応

アメリカ建国直後に教育に対応したのは、主にタウンなど地方政府であった。合衆国憲法には連邦政府が教育を規律する規定はないので、連邦政府は教育には関与することができないと考えられていた。<sup>(32)</sup>だが建国の父たちと同様に、連邦政府も教育の重要性を認識していたのであり、<sup>(33)</sup>独立一三州の西側に広がる連邦領でのタウンシップ建設とそ

の際の土地売却に関する一七八五年の公有地条令 (Land Ordinance of 1785) は、六マイル四方の区画を二六に区分し、その第一六区画を公立学校維持のために使用するよう規定していた。<sup>(34)</sup> 一七八七年七月に制定した北西部条令 (Northwest Ordinance of 1787) も「学校と教育手段は永久に奨励される」と規定し、<sup>(35)</sup> 現在のミシガン州やオハイオ州などに該当する北西部領土の<sup>(36)</sup> 開拓には学校が必須であることを明記していた。<sup>(37)</sup> さらに連邦政府は、新しい州が連邦に加入する際に公立学校の設置を要求していた。<sup>(38)</sup> このように、連邦政府はその管理する土地の提供を通じて、新規加入の州に教育の提供を要請していたのである。<sup>(39)</sup>

## 2. 公立学校の発足と発展

建国当初から、連邦政府も州政府も教育の重要性は認識していたのだが、一九世紀初頭の教育は、マサチューセッツ州以外では、主に家庭や私立学校で行われていた。本格的な公立学校設置の動きは一八三〇年代に始まる。この時期にアメリカの都市化と工業化が進み、資本主義の発展が人々の識字と計算の能力の向上を要求した。都市への人口の集中は商業と出版を発展させたが、商業には計算能力が、出版には読み書きの能力が不可欠だったのである。<sup>(40)</sup> こうした労働者の育成という産業界からの要望は公立学校推進の原動力となった。<sup>(41)</sup> 他方、都市化は犯罪件数を増加させたので、その抑止のための道徳教育も公立学校の使命となった。<sup>(42)</sup> 公立学校は、共通の言語である英語や社会道徳、初等教育の機会均等を提供し、さらにはアメリカで生活を送るための経済的諸条件を子供たちが習得する機関と理解されるようになったのである。<sup>(43)</sup>

公立学校はまた、商人層や中産階級の実用的価値観を反映するものであったため、多元主義や科学技術、経済的職

業的実用主義が教育の内容となつていった<sup>(44)</sup>。こうした世俗的な実用主義的価値観の普及が公立学校での宗教的教義教育の比重を低下させたともいわれる<sup>(45)</sup>。さらに公立学校は、資本家などの富裕層が勤勉な労働者を養成するのに必要な存在であり、勤勉者の育成を通じた秩序の維持を目的とするものであるという見解もある<sup>(46)</sup>。他方で、労働者側も公立学校の設立を要請していた。それは、経済的政治的搾取から労働者を守るためには、読み書き計算といった初等教育が必要であるとの認識に基づく要請であつた<sup>(47)</sup>。

つまりアメリカの公立学校とは、善良な社会を形成しようとする人道主義、社会における政治的地位の向上を求め、労働者の願望、適正な労働者を育成しようとする経営者・資本家たちの期待、経済的社会的特権の維持を求める富裕層の願望、プロテスタント的な価値観や社会文化の保持を求めるプロテスタントの人たちの期待が複雑に絡み合った結果の産物であるといえよう<sup>(48)</sup>。アメリカの経済発展がもたらした都市化の進展、工業化社会の到来、農村の衰退などが与える共和制への不安が公立学校の設置を推進する要因であつたのである<sup>(49)</sup>。民主制が対峙する難しい問題を解決するのには教育の力が必要だというアメリカ国民の堅固な信念も、公立学校制度の発展に寄与した<sup>(50)</sup>。さらに「共和国の共通の文化」を作り上げる必要性や<sup>(51)</sup>、教育の機会均等、プロテスタント的な価値観と文化の保持、アメリカ文化でのプロテスタントの優位性の確保も、公立学校設立の目的であつた<sup>(52)</sup>。

教育は州の管轄であり<sup>(53)</sup>、学校教育の具体的内容は、タウンなど地方政府がその地域の実情に合わせて決定していった<sup>(54)</sup>。

しかし、公立学校の設立は順調に進んだわけではなかつた。特に公立学校を維持するための課税に反対する人は少なくなく、子供がいない、すでに十分な教育を受けているなどの理由で公立学校を必要としない人にまで課税をする

ことが許されるのかは大きな問題であった。<sup>55</sup> さらに、無償の公立学校の存在自体が、自助自立を本旨とするアメリカの個人主義と矛盾するとも考えられた。<sup>56</sup> だが、こうした懸念や反対は、一八三〇年代からカトリック移民が多くアメリカに流入したことにより小さくなっていった。カトリック移民はヨーロッパ系であつても先住の白人とは経済的文化的に大きな違いがあり、アメリカの同一性を揺るがすようになっていたため、英語という共通言語とプロテスタント的な共通道徳を子供たちに教育することでアメリカ社会はその一体性を確保しようとした。公立学校は、移民の子供たちをアメリカ社会に同化させる手段として活用されたのである。<sup>57</sup>

### 3. 公立学校での無宗派主義

一九世紀初頭の初等教育を担った私立学校は、公立学校が定着するようになる、徐々に勢いを失っていった。<sup>58</sup> 公立学校が普及する一八三〇年代は、各州において政教分離制が確立した時期<sup>59</sup>でもあり、公立学校で特定宗派の教義の教育を禁止する規定が設けられた。<sup>60</sup> 新興の公立学校では、プロテスタント的なアメリカ社会の価値観の教育を主眼としていたので、プロテスタント各派に共通するキリスト教の教えに基づいた道徳教育が求められた。また、民主政に不可欠な国民の一体性は、宗派教育では実現不能であるとも考えられた。<sup>61</sup> それゆえ「プロテスタントに共通するキリスト教の教え」である「無宗派主義 (non-sectarianism)」<sup>62</sup> が作り出されたのである。プロテスタントにとっては、一六一一年にイギリスで編纂された欽定聖書 (King James Version) の朗読が行われる限り、無宗派主義は受け容れ可能なものであった。<sup>63</sup> プロテスタント各派の違いを超え、アメリカ教の萌芽を生み出した第二次信仰復興運動の影響を受けつつ、<sup>64</sup> この無宗派主義の推進に尽力したホーレス・マン (マサチューセッツ州教育長) は、宗派的な解説なしに聖



書の内容を把握させることが「プロテスタントに共通するキリスト教の教え」を形成するのに不可欠だと説いた。<sup>(65)</sup> 要するに聖書の素読が無宗派主義の中核なのであり、<sup>(66)</sup> それは公立学校での重要な行事となっていた。<sup>(67)</sup>

無宗派主義の下、公立学校の児童・生徒たちは政治的宗教的問題について自主的に判断する機会を得ることができた。宗教問題で自主的に判断すること、すなわち信仰に関する自己決定はプロテスタント的な特質であって、それは聖書の内容を自ら理解することで醸成されるものであり、聖書を素読する意義といえるものであろう。<sup>(68)</sup> 批判的思考も公教育で要請されるべき能力の一つであるが、それは宗派教義を中心とする教育では達成できないと考えられていた。<sup>(69)</sup>

無宗派主義に立脚することで、州や地方の政府はプロテスタント各派の教義論争を回避することができた。さらに各教会が自主的に発展するのを促すことができ、そして共有されたキリスト教の基本的価値観を公立学校を通じて支持することができたのである。<sup>(70)</sup>

無宗派主義はこのようにプロテスタントの間の調和を念頭に形成されたものだが、その原動力となったのはカトリック移民の大量流入であった。<sup>(71)</sup> プロテスタント的な価値観のアメリカ社会での優位性を確立しようとする意向が無宗派主義の形成をいつそう促したのである。<sup>(72)</sup> 先住の白人たちはプロテスタント的価値観を共和主義や経済発展、高潔な道徳観と結びつけることで、アメリカ文化の中核にしようとしたのである。<sup>(73)</sup> もともと、二〇世紀になるまで聖書朗読を法律で義務づけていたのはマサチューセッツ州だけであり（一八二六年制定）、他の州は、これを植民地時代からの伝統的慣行と考えていた。<sup>(74)</sup>

無宗派主義に立脚する公立学校制度は、一九世紀後半には全国化していく。<sup>(75)</sup> ただ、例えば一九世紀の教科書の第一

の目的が子供に国家への忠誠を植えつけることであるように、国家への忠誠が他へのあらゆる忠誠に勝るものであることを示す文章が多く教科書に記されていた。<sup>(76)</sup>このように宗教色の薄い公立学校制度に対してプロテスタント保守派は当初反対していたが、<sup>(77)</sup>多くのプロテスタントはカトリック移民に対抗する必要から、一八七〇年頃には公立学校制度が最良であり、宗派教育は公立学校では許されないが一般的な宗教教育は公立学校に不可欠な要素であるとの認識で一致するようになっていた。<sup>(78)</sup>

公立学校制度がアメリカ社会に定着する一方で、各教会による宗派教育は残存した。宗派教育に対する州政府の支援禁止は、すでに一九世紀前半にはアメリカの人々の行動指針のようなものと理解されていた。<sup>(79)</sup>一八七〇年代から一八八〇年代にかけて、公費援助禁止は厳格に実施されたのであり、一九世紀末に宗教系私立学校に対する公費援助を認める州は皆無になっていた。<sup>(80)</sup>

一九世紀のアメリカでは、公立学校を通じて、プロテスタントに共通するキリスト教の教えを「アメリカ主義」としてすべての国民に普及させようとしていたと指摘することができる。<sup>(81)</sup>つまり、教育を通じた善良な愛国的な市民の育成（このような道徳観を持つ市民が社会に責任を負うのであり、そうした市民の増加は政治体制の安定化に寄与すると理解されていた）とそれによる貧困と犯罪の撲滅の手段として公立学校は期待されたであり、<sup>(82)</sup>そのためにはプロテスタントに共通するキリスト教の教えに基づく道徳教育が不可欠と考えられたのである。

無宗派主義とはいいながらもプロテスタントに共通する教えを基盤としている以上、それがカトリックの価値観とは相いれないのは当然であった。したがって、公立学校で無宗派主義を推進することは、カトリックの教えを否定することでもあった。<sup>(83)</sup>結局のところ無宗派主義とは、アメリカ社会がプロテスタント信仰を保持しようとしたことから

作り出された偏狭な概念なのであり、その背景に反カトリック感情があつたのは間違いないのである。<sup>(84)</sup>

#### 4. カトリック教徒の大量移民

植民地時代から、イギリス本国の反カトリック政策の影響もあり、アメリカ人たちはカトリックに悪いイメージを抱いていたし、<sup>(86)</sup>カトリックに厳しい制約を課していた。<sup>(87)</sup>一八世紀初頭、カトリックが宗教的自由と市民の権利を享受できたのはロードアイランドとペンシルベニアのみであり、その他の植民地ではカトリックの宗教的自由は認められず、また彼らはプロテスタント教会を維持するための教会税を徴収されていた。<sup>(88)</sup>

アメリカにおける反カトリック感情は、歴史的由来、公定教会制やプロテスタント優遇法令、あるいは教皇という「外国君主」に忠誠を誓うことに対する反感などに基づく。<sup>(89)</sup>独立後、ペンシルベニア、デラウェア、ヴァージニア、メリーランドはカトリックを他のプロテスタント宗派と平等に扱ったが、それ以外の州は州憲法や州法でカトリックを差別していた。

他方で、ワシントン大統領がカトリック排除を非難した命令を発したことなどから、<sup>(90)</sup>カトリックへの寛容の機運は高まった。一九世紀初頭の信教の自由化やジェファソン大統領の自由主義的思想の影響により、反カトリック感情は下火になり、差別的法律も徐々に廃止されるようになった。<sup>(91)</sup>そもそも、建国時のカトリック教徒の人口は三万人ほどであり、当時の人口の1%に過ぎなかつたので、<sup>(92)</sup>大きな社会問題ではなかつたのである。

だが一八三〇年以降、カトリックへの偏見は強まっていく。カトリック系移民の急増により、<sup>(93)</sup>民主制が危機的になるのではないかという恐れと、西部へのカトリックの影響増大に対する懸念がその主な原因である。<sup>(94)</sup>この時期に移民

が多く到来した理由の一つがアメリカの経済成長と工業化である。それがまた都市化を促し、アメリカを農村社会から都市社会へと変容させていった。<sup>(95)</sup>

この時期のカトリック移民の多くがドイツ系やアイルランド系であった。<sup>(96)</sup> もともとアイルランドは一六世紀から事実上のイギリスの植民地であり、アイルランド人はジャガイモを主な栄養源とするような苦しい生活を送っていた<sup>(97)</sup>が、一八〇一年の併合によりイギリスの支配が強まるにつれ、彼らの生活水準は著しく低下し、<sup>(98)</sup>その一部はアメリカに移民するようになっていた。その移民の数が急増するきっかけとなったのは、一八四〇年代後半にアイルランドで発生するジャガイモ飢饉であった。<sup>(99)</sup> 一八四五年に南米で発生したと考えられるジャガイモの疫病がヨーロッパ各地に蔓延し、アイルランドにも甚大な被害を及ぼした。飢饉を逃れるために一八五五年までにアメリカに渡った者は約一五〇万人に上るといわれる。<sup>(100)</sup> 彼らの多くは着の身着のままアメリカに上陸し、そのまま病院や救貧院などの福祉施設に収容された。<sup>(101)</sup> 貧困の移民の大量流入に加え、衰弱した移民の救済費用を負担しなければならないことに、アメリカ人たちは不満を募らせ、移民排斥の感情を醸成していった。<sup>(102)</sup> ドイツ系の移民はカトリック、プロテスタント、ユダヤ教徒など様々な信仰をもつ者であったが、英語が不自由という重大な問題を抱えていた。<sup>(103)</sup>

カトリックがアメリカの価値観にふさわしくないという理解があるが、それはカトリックが先住のアメリカ白人とは異なる移民であり、<sup>(104)</sup>都市に居住し、貧困であるということによって深まっていった。こうしたカトリック移民の特徴は、農村部のプロテスタントを中心に形成されたアメリカの価値観とは親和的ではなく、都市の拡大、貧困層の増加がこの従来の価値観の脅威となっていたのである。<sup>(105)</sup>

アメリカの経済発展は南北戦争後にはさらに進み、それがいつそう移民を惹きつけることになった。移民たちの多

くが工場労働者となり、それがさらなる都市化を促し、アメリカ文化の大幅な変容をもたらしたのである。<sup>106</sup> それゆえ、移民の統制が喫緊の政治課題となった。<sup>107</sup>

この時期の反カトリック主義は、民主制が（カトリック教義に見られる）絶対主義と相容れないこと、そしてローマ教皇の権力がアメリカ政府の民主的権力と矛盾する可能性があることから説明することができる。<sup>108</sup> 権力が教皇という一人の者の手中にあることが、アメリカの人々にとっては特に問題であった。<sup>109</sup> 一八四〇年代に移民として多く到来したカトリック教徒は、教皇の手先とみなされていたのである。<sup>110</sup> 教皇ピウス九世はまた、信教の自由や政教分離を否定する発言をしていたが、これがアメリカ人のカトリック批判を煽るものにもなった。<sup>111</sup> さらに、一八七〇年のイタリヤ統一により領地が大幅に削られたことから、教皇庁をアメリカへ移設しようというわさが広がり、カトリックへの反発をいっそう強めることにつながった。<sup>112</sup>

カトリック移民の主流がアイルランド系から中南米系に移ると、反カトリックに人種差別的な要素が加わるようになる。<sup>113</sup> 移民問題は現在に至るまでアメリカの深刻な社会問題であり、移民に対する反感はいまだ払しょくされていないのである。<sup>114</sup>

## 5. 公立学校の無宗派主義に対するカトリックの反対

一八三〇年ごろからのカトリック移民の増加に伴い、公立学校でのカトリック問題が顕在化するようになった。新たにアメリカにやってきた移民たちをアメリカ社会に同化させるため、プロテスタントはカトリックの児童生徒の公立学校通学を望んでいたが、カトリックは公立学校でのプロテスタント的道德教育に反発していた。公立学校ではプ

ロテスタント的な無宗派主義に立脚して、カトリックの教えを否定していたのである。<sup>115</sup>

カトリックはまず、欽定聖書の使用を拒否した。<sup>116</sup> また、カトリックにとって解説なしの聖書朗読はプロテスタント式であり、受け入れることができないものであった。カトリックは、聖書は教会の教えを通して理解するものであり、解説なしの聖書朗読は聖書理解を誤らせるものと考えていた。<sup>117</sup> そのため、大半の公立学校で行われていた賛美歌斉唱、祈禱、聖書朗読に反対した。<sup>118</sup> 教皇ピウス九世も公立学校制度を批判していた。<sup>119</sup>

公立学校での聖書朗読に反対することは、カトリックにとっては政府の強制から自らの信教の自由を守ることであつた。信教の自由を人権保障の中核の一つとするアメリカ人は、カトリックにプロテスタント的な公立学校への通学を強いるという公的な強制を課することができないはずである。しかし、プロテスタントはそれを強制した。<sup>120</sup>

プロテスタントは、カトリックの無宗派主義に対する反対は自分たちのいう「キリスト教の基本理念」の教育の拒否とみなした。<sup>121</sup> 公立学校での聖書使用へのカトリックの反対は、公立学校制度そのものへの反対と理解され、政治的争点にもなつていった。<sup>122</sup> プロテスタント過激派は、大量のカトリック系移民がカトリック教会と結託して、アメリカ共和政体を覆そうとしている主張し、カトリック排斥を煽つた。教皇やカトリック教会の目的は、政治的にアメリカを乗っ取ることだという論調も登場し、「カトリックに対してプロテスタントは団結して向かわなければならぬ」とも主張された。<sup>123</sup> カトリックの無宗派主義への反対は宗教についての自立心の育成に対する反対とみなされ、カトリックは人々の信仰に関する選択の自由と共和制に反対する者であると理解された。<sup>124</sup> 南北戦争でプロテスタントの最大の関心が奴隷制に移つたので、反カトリック運動は一時的に下火になつたが、南北戦争後には再燃した。<sup>125</sup> 教皇に権威が集中し、信者の信仰に関する選択が制約されていることがアメリカの民主制と矛盾するという批判が、繰り返さ

れたのである。<sup>126</sup>プロテスタントは、公立学校は無宗派であるがゆえに信教の自由には反せず、また無宗派的な公立学校の維持のための徴税も信教の自由に違反しないとして、プロテスタント的価値観の強制を正当化して、<sup>127</sup>カトリックの人権に関わる問いに答えていた。

公立学校に通うカトリックの児童生徒はプロテスタント的教育を強制されたため、その対応策としてカトリックは独自の私立学校（教区学校）を発展させていった。子供に、プロテスタント教師の、プロテスタントの考えによる授業を受けさせることがカトリック信者の良心には耐えられないことであり、それが教区学校の設立を促した。さらに、公立学校では適切な宗教教育を施すことができないとも感じていた（教会の日曜学校では不十分であった）。<sup>128</sup>最初の教区学校は、一七八二年にペンシルベニアで設立されたが、その本格的発展はカトリック移民が大量に流入する一八三〇年代に入ってからであり、ニューヨークやメリーランドで教区学校が設立された。<sup>129</sup>一八四〇年までには二〇〇の教区学校が設立されたが、その大半が中西部であった。<sup>130</sup>

一八四〇年の第四回管区教会会議は、カトリックの子供たちが公立学校で欽定聖書を使用しないこと、公立学校でカトリック儀式を導入することを決定し、<sup>131</sup>カトリックはプロテスタント的な公立学校に組織的に対抗するようになった。それだけではなく、カトリックは教区学校に対する公費援助を求めるようになった。

カトリックの信者数の増加がカトリック指導者の政治的発言力を高めることになり、<sup>132</sup>彼らは州議会に教区学校への公的支援を求め、あるいは公立学校の脱プロテスタント化を要求し、一部でそれは成功した。聖書に関しては、ニューヨーク市で最もカトリック教徒の多い地区の公立学校でカトリック聖書（Donay-Rheims Version）が使用されるようになった。<sup>133</sup>カルフォルニア州では、一八八〇年までに公立学校で聖書が使われなくなった。<sup>134</sup>一八八〇年代には、

公立学校での聖書朗読は形式的行事に過ぎなくなったとの指摘もある。<sup>135</sup>

こうしたカトリックの攻勢に対して、プロテスタントの多くがアメリカでの文化的宗教的優位性に対する挑戦と感じ取るようになっていた。<sup>136</sup> 政府の教育予算をカトリックを含むすべての宗派に分配することは、予算獲得を巡る宗派間の争いを生むことになるという懸念もあつた。<sup>137</sup> こうしたことから、宗教系私立学校に対する公的助成の禁止と公立学校での宗教教育の禁止を規定する連邦憲法改正案（ブレイン改正案<sup>138</sup>）が一八七五年に連邦議会で審議されることとなり、一八九〇年までには二九州で公金支出禁止の州憲法規定をもつようになった。<sup>139</sup> 現在、政教分離の二内容と理解される宗教系私立学校に対する公的助成禁止と公立学校での宗教教育の禁止には、反カトリック的な起源があつたのである。<sup>141</sup>

なお宗教系私立学校に対する公的助成禁止と公立学校での宗教教育の禁止に関する規定は、公立学校での聖書朗読を否定するものではないと理解されてきた。<sup>142</sup> こうした理解は、要するに、無宗派主義的な政教分離観の制度化、憲法化を意味したのであり、<sup>143</sup> 後の世代の多数派が容易に変更できないようプロテスタント優先の価値観を固定化する意味を有していたのである。<sup>144</sup>

## 6. 国民統合の手段としての「聖書朗読」

前述のように、公立学校の中心的な課題の一つが、多様な移民の子供たちをアメリカ社会に同化させることであつた。共和制は共通の文化を基盤にすると考えられ、そのようなアメリカ社会の文化に同化させる役割が公立学校に求められたのである。<sup>145</sup> また、善良な市民の育成という点から道德教育は重視されており、<sup>146</sup> それは欽定聖書を毎朝公立学



校で朗読することを通じて行われた。<sup>147</sup> このようにプロテスタント的価値観になじむことこそアメリカ社会への同化の最善の手段だと考えられたのである。しかし、それはプロテスタント以外の者にプロテスタント的価値観に基づく道徳を押し付けることでもあった。プロテスタント主義はあまりに深くアメリカ文化に根を下ろしていたので、多くの人は、その価値観を拒む宗教少数派の主張を理解できなかつたのである。<sup>148</sup> 公立学校は、無宗派主義の下で国民共通の価値観に相当するものを教えていると考えられていたのであり、このことはアメリカがキリスト教国であるとの自己認識の形成に決定的に重要だった。<sup>149</sup>

すでに述べたように、一九世紀に聖書朗読を法律で義務付けていたのはマサチューセッツ州だけであり、<sup>150</sup> 他州はこれを植民地時代からの伝統的慣行と考えて地方政府の判断に任せていた。<sup>151</sup> だが、カトリック勢力の政治力の伸長や進化論や唯物論、政教分離観の深化と普及<sup>152</sup> などから聖書を公立学校から取り去る動きが活発になるのに対して、プロテスタント的価値観の固定化のために公立学校での聖書朗読の義務化を求める要望が強まった。<sup>153</sup> もっとも、この義務化が具体的に法律になるのは二〇世紀になってからである。<sup>154</sup> 実際、一九三〇年の時点で全三二州のうち二〇州で聖書朗読を義務付けるか容認していた。<sup>155</sup> ただ、朗読を容認する州のすべてで実際に朗読が励行されていたわけではなく、<sup>156</sup> 法律による義務付けが公立学校での聖書朗読を固定化させるものになったのかは不明といわれている。<sup>157</sup>

二〇世紀に公立学校での聖書朗読を求める法律が多く制定されるようになった要因に第一次世界大戦を挙げる事ができるだろう。第一次世界大戦に参戦する際、アメリカは再び徴兵制を導入し、<sup>158</sup> 多くの国民を軍隊に編入したが、その際従来のアメリカ文化をよく知らない者が多いことを認識するのである。その大半が移民か初等教育をカトリック学校で受けてきた者であり、愛国的な精神が形成されていなかった。<sup>159</sup> アメリカの価値観を大きく動揺させたという

点では、ロシア革命も同化への要請を後押しする一因になった。<sup>160</sup>一九一〇年代以降もアメリカの公立学校は移民のアメリカ的価値観への同化をその重要な役割としていたので、<sup>161</sup>聖書朗読は強く求められた。

### 7. 「聖書朗読」をめぐる判例

このように公立学校での聖書朗読は、プロテスタント的な価値観の定着を目的にそうした価値観を基底とするアメリカ社会に移民たちを同化させる手段として、一九世紀を通じて活用されてきた。こうした認識は、「聖書朗読」をめぐる裁判にも反映されていた。

公立学校での聖書朗読に関する最初の判決である *Donahoe 対 Richards 判決*<sup>162</sup> (一八五四年) では、メイン州の公立学校で欽定聖書の朗読を拒んだカトリックの生徒を放校にした教育委員会の処分は是非が争われた。州最高裁は、学校は読書用教材として聖書を利用したのであって、その内容を信じるよう生徒たちに要求していないこと、公立学校では道徳教育が法律上求められているが聖書の内容は道徳の指導に反するものではないこと、当該生徒はカトリック版聖書の使用を求めているが、内容面では欽定聖書と違いがないのでどの版の聖書を使用するのは教育委員会の裁量、ひいてはその地域の人々の意思に委ねられること、読書用教材の選定は信教の自由に抵触するものではなく、また信仰を理由に聖書を使用する授業からの退席を認めることは、信仰を口実に生徒が学校のカリキュラムに介入することを許すことになること、信仰に忠実であることは法的義務を拒否する理由にはならないことなどを挙げて、生徒の主張を退けた。同様の見解は一八五九年の *Commonwealth 対 Cooke 判決*<sup>163</sup> でも見ることができ、マサチューセッツ州の公立学校で欽定聖書記載の十戒の朗読を拒否したカトリックの生徒の手を三〇分も木の棒でたたき続けた教師を暴

行罪で起訴した事件であり、ボストン市警察裁判所は、聖書朗読は信教の自由を侵害せず、また授業でカトリック版聖書の使用を許可することは他の生徒の要望を受け入れる事態を招くおそれがあり、くわえてその使用の許可は特定の信仰の優遇になりかねないと説示して、当該教師には生徒を懲罰する権限があるので無罪と判決した。

しかし一九世紀後半になると、カトリックとユダヤ教徒の粘り強い抵抗が功を奏して、人々は徐々にこの聖書朗読が宗派的な行為であると認識するようになり、<sup>164</sup>それを反映する判決も下されるようになった。例えば一八七二年にオハイオ州最高裁は、公立学校での聖書を含む宗教書籍の閲読と宗教教育の禁止を命じた教育委員会の命令を支持する判決を下した。<sup>165</sup>同最高裁は、教育委員会の裁量権を広く認定し、州憲法によって州議会はすべての宗教を保護することができると、それはプロテスタントだけが保護されることやキリスト教がコモンスローの重要部分であることを認めることではないと判示した。<sup>166</sup>欽定聖書の朗読をプロテスタント以外の生徒に強制するのを止め、親の要望に基づいて朗読を免除する制度が普及するようになると、<sup>167</sup>裁判所は徐々に、強制が伴う場合には聖書朗読を違法と判決するようになった。<sup>168</sup>そして、一八九〇年には聖書朗読を「宗派教育」と認定する判決も登場するようになる。ウイスコンシン州最高裁が下した *Weiss* 対 *District Board* 判決<sup>169</sup>は、公立学校での欽定聖書の朗読を止めるよう求めたカトリック教徒の請求を容認した際に、これまでの判例と異なり欽定聖書とカトリック版聖書には相違点が多いこと、聖書の中には各宗派が見解を異にする教義の基となる条があり、その条を素読することを通じて宗派的教義を教え込むことができること、他国ではカトリック教徒に欽定聖書を素読させることでプロテスタントに改宗させた事例があることを指摘して、公立学校での聖書朗読は州憲法の禁止する公立学校での宗教教育に該当すると判決したのである。もちろんこのような見解はすぐには普及せず、その後も聖書朗読を合憲とする州裁判所の判決は続く。<sup>170</sup>公立学校における宗教

教育を禁止する州憲法規定は各州でほぼ同様の文言で定められていたが、各州裁判所が「聖書朗読」について異なる判決を下したのは、各々の裁判所が宗教的社会的少数者の権利の保護にどれだけ関心を持っていたのかの違いであったといえよう<sup>171</sup>。実際、一九三〇年時点で一二州が公立学校での聖書朗読を禁止するようになっていた<sup>172</sup>。これらの州では、聖書朗読は公立学校での宗教教育禁止規定に抵触すると考えられたのであり<sup>173</sup>、移民を同化する手段とは理解されていなかったのである。

### おわりに

公立学校でのプロテスタント的無宗派主義は、一九六〇年代に連邦最高裁判決が聖書朗読<sup>174</sup>と祈禱文の唱和<sup>175</sup>を禁止する判決を下したことから、今では政教分離原則に違反するものと理解されている。にもかかわらず、この慣行（とくに祈禱）はその後数十年公立学校の中に残存し<sup>176</sup>、様々な学校行事で行われている。無宗派主義の影響は、いまだ公立学校においては強いといえるだろう。そうした行事の中でも、卒業式やアメリカンフットボールの試合での祈禱が憲法違反と判決されている<sup>177</sup>。近年でも、公立学校のアメリカンフットボールのコーチが試合後に個人的にフィールドの中央で神に祈る行為が裁判の対象になった<sup>178</sup>。公立学校の中でいまだ宗教色のある活動が行われているのは、アメリカが今日でも宗教色の強い社会<sup>179</sup>であり、いまだ多く流入する移民に対してキリスト教信仰に基づく「同化」が意識されていることが背景にあるといえるだろう。その意味では、本稿が示したアメリカの公立学校をめぐる無宗派主義的な移民の同化の歴史とプロテスタントとカトリックの一〇〇年を超える対立の歴史<sup>180</sup>は、アメリカの政教分離観を理解する上で欠くことができない史実であるといえるのではないか<sup>181</sup>。アメリカの政教分離を考える際、その原意のみなら

ず、一九世紀の展開を把握することは、憲法解釈において不可欠であると思われるのである。<sup>(182)</sup>

- (1) 芦部信喜『憲法〔7版〕』（岩波書店、二〇一九年）一六四頁参照。
- (2) 合衆国憲法修正一条の国教樹立禁止条項は次のように規定する。「連邦議会は宗教の公定に関する法律を制定してはならない」。
- (3) *School Dist. v. Schempp*, 374 U.S. 203 (1963).
- (4) JOSEPH STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES 700 (Ronald Rotunda & John Nowak, eds., Carolina Academic Press 1987) (1833) は、「キリスト教信仰の奨励が政府の義務である」と述べ、連邦最高裁は一八九二年に「この国はキリスト教国である」と表明したのである。See *Holy Trinity Church v. United States*, 143 U.S. 457, 471 (1892).
- (5) THOMAS BERG, *THE STATE AND RELIGION IN A NUTSHELL* 58 (3rd ed. 2016). See also ROBERT S. ALLEY, *SCHOOL PRAYER* 73 (1994).
- (6) この点に触れる邦語文献として、木鎌英雄『アメリカのカトリック』（南窓社、一九九九年）、森本あんり『アメリカ・キリスト教史』（新教出版社、二〇〇六年）、平塚益徳『アメリカの公教育と宗教』哲學年報一四号（一九五三年）三〇五頁、藤枝静正「アメリカにおける学校教育と政教分離原則の問題（Ⅰ）」仙台大学紀要一集（一九六九年）一二二頁、原田一明ほか「近代欧米諸国に於ける政教関係」皇學館大学神道研究所紀要第一九輯（二〇〇三年）三九頁、高畑英一郎「ブレイン連邦憲法修正案について」日本法学七四卷二号（二〇〇八年）三四九頁参照。
- (7) See CARL KAESTLE, *PILLARS OF REPUBLIC* 3 (1983).
- (8) See CHARLES L. GLENN, *THE AMERICAN MODEL OF STATE AND SCHOOL* 18 (2012).
- (9) See KAESTLE, *supra* note 7, at 3.
- (10) See GLENN, *supra* note 8, at 19. もっとも、こうした法律はほとんど実施されなかったようである。See KAESTLE, *supra*

note 7, at 3.

- (11) See GLENN, *supra* note 8, at 16.
- (12) See WARREN A. NORD, RELIGION AND AMERICAN EDUCATION: RETHINKING A NATIONAL DILEMMA 64 (1995).
- (13) 鈴木透・実験国家アメリカの履歴書 (慶應義塾大学出版会、二〇〇三年) 一八頁。実際、一六四七年法の制定より少なくとも二年前にはマサチューセッツの様々なタウンが学校を設立していた。See William E. Sparkman, *The Legal Foundations of Public School Finance*, 35 B.C. L. REV. 569, 571 (1994).
- (14) See GLENN, *supra* note 8, at 19-21.
- (15) See *id.* at 20-21.
- (16) See NORD, *supra* note 12, at 64.
- (17) See GLENN, *supra* note 8, at 24-25.
- (18) See KAESTLE, *supra* note 7, at 3.
- (19) See GLENN, *supra* note 8, at 26.
- (20) See *id.* at 30.
- (21) See *id.* at 29.
- (22) 共和国の維持に必要な善き市民の育成には、教育が不可欠と当時の政治指導者たちは認識していたという。See Noah Feldman, *Non-Sectarianism Reconsidered*, 18 J.L. & Pol. 65, 71 (2002).
- (23) マサチューセッツ邦で債務返済や徴税に苦しむ内陸側の農民が、減税その他の緩和策を求めて起こした大規模な反乱をいう。強力な中央政府の必要性を認識させ、連邦憲法制定の一因となった。和田光弘『アメリカ合衆国史① 植民地から建国へ』(岩波書店、二〇一九年) 一五二頁参照。
- (24) 連邦政府の国債償還のために国産蒸留酒に物品税を課したことに反対して、ペンシルベニア州のウィスキー生産者が起こした反乱をいう。同前一七〇—一七一頁参照。

- (25) See KAESTLE, *supra* note 7, at 4-5. 建国期の教育関係者は、市民としての責務と共和制の維持のためには道德教育が必要であり、そのためには聖書が不可欠と考えていた。See *id.* at 8.
- (26) See NORD, *supra* note 12, at 71.
- (27) See ELLWOOD P. L. CUBBERLEY, PUBLIC EDUCATION IN THE UNITED STATES 172 (1919). See also KENT GREENAWALT, DOES GOD BELONG IN PUBLIC SCHOOLS? 14 (2005). 後掲註(65)も参照。
- (28) ペンシルベニア邦一七七六年憲法やジョージア邦一七七七年憲法などにこのような規定がみられた。このような進歩的な規定は、その後の憲法改正や新憲法の制定において削除されるか、貧民教育に限定するものに変更されたといわれる。津布榮喜代治「独立革命期の教育」世界教育史研究会編『アメリカ教育史I』（講談社、一九七五年）五九―六〇頁、八三―八四頁参照。
- (29) See KAESTLE, *supra* note 7, at 9.
- (30) See *id.*
- (31) See *id.* at 10-11.
- (32) See ALVIN W. JOHNSON AND FRANK H. YOST, SEPARATION OF CHURCH AND STATE IN THE UNITED STATES 36 (1948).
- (33) See Feldman, *supra* note 22, at 72. 藤枝・前掲註(6)二二六頁も参照。  
連邦政府が西部の開拓に際して教育を重視したのは、開拓民は狩猟、アメリカ先住民との交易、自給自足で生活を維持していたため、知識に乏しく、道徳心にかけていることを懸念し、教育を通じて市民としての責任を自覚させようとしたためといわれる。See Dennis P. Duffey, Note, *The Northwest Ordinance as a Constitutional Document*, 95 COLUM. L. REV. 929, 953-957 (1995).
- (34) See DAVID TYACK, ET AL., LAW AND THE SHAPING OF PUBLIC EDUCATION, 1785-1954, 31 (1987). See also R. FREEMAN BUTTS, THE AMERICAN TRADITION IN RELIGION AND EDUCATION 69 (1950). 藤枝・前掲註(6)二二六頁も参照。
- (35) An Ordinance for the Government of the Territory of the United States North-West of the River Ohio, 1 Stat. 51, 53

(July 13, 1787).

- (36) 北西部条令の対象区域は、現在のオハイオ州、インディアナ州、ミシガン州、ウィスコンシン州とミネソタ州の一部である。 See Benjamin Justice, *The Originalist Case Against Vouchers: The First Amendment, Religion, and American Public Education*, 26 STAN. L. & POL'Y REV. 437, 468 (2015).
- (37) 現在のテネシー州に該当する地域の自治を認めた一七九〇年の連邦法 (An Act for the Government of the Territory of the United States, South of the River Ohio) も、北西部条令を引用して教育の重要性を認識していた。 1st Cong. Sess. 2, ch. 14, § 1 (1790).
- (38) See TYACK, *supra* note 34, at 33.
- (39) See *id.*
- (40) See KAESTLE, *supra* note 7, at 64-65.
- (41) See *id.* at 67.
- (42) See *id.* at 67, 70.
- (43) See *id.* at 70.
- (44) See NORD, *supra* note 12, at 76, 97.
- (45) See *id.* at 96.
- (46) See MICHAEL B. KATZ, THE IRONY OF EARLY SCHOOL REFORM: EDUCATIONAL INNOVATION IN MID-NINETEENTH CENTURY MASSACHUSETTS 89-90 (1968).
- (47) See JOEL SPRING, THE AMERICAN SCHOOL: 1642-2000, 115 (5th ed. 2001). もっとも、一九世紀後半の教育内容が労働者の要請に適ったものであるのかについては疑問があるといわれる。 See *id.* at 118.
- (48) See *id.* at 128.
- (49) See Feldman, *supra* note 22, at 78-79. 自作農の美德と知性が共和制の基盤であるから、アメリカの農村は建国の理念の



象徴であったと理解されていた。See KAESTLE, *supra* note 7, at 5.

- (50) See ANSON PHELPS STOKES & LEO PEEFFER, *CHURCH AND STATE IN THE UNITED STATES* 351 (rev. ed. 1964).
- (51) See GREENAWALT, *supra* note 27, at 14.
- (52) See NORD, *supra* note 12, at 71. SPRING, *supra* note 47, at 86は、公立学校がアメリカ社会の多文化的になるのに歯止めをかける効果があったことを指摘する。
- (53) See TYACK, *supra* note 34, at 71. 修正一〇条により州に留保された権限の一つとみなされている。See WARD W. KEESECKER, *LEGAL STATUS OF BIBLE READING AND RELIGIOUS INSTRUCTION IN PUBLIC SCHOOLS* 2 (1930).
- (54) See GLENN, *supra* note 8, at 160.
- (55) See Sparkman, *supra* note 13, at 578.
- (56) See *id.* at 579.
- (57) See KAESTLE, *supra* note 7, at 71; GLENN, *supra* note 8, at 66.
- (58) See KAESTLE, *supra* note 7, at 117; CUBBERLEY, *supra* note 27, at 172. ただしその状況は地域で差異があり、ニューヨーク市では一九二〇年代でも初等教育は私立学校が中心に実施されていたとの指摘もある。See ROSS LEE FINNEY, *THE AMERICAN PUBLIC SCHOOL* 45 (1921).
- (59) See STEVEN K. GREEN, *THE BIBLE, THE SCHOOL, AND THE CONSTITUTION* 12 (2012).  
最後まで宗教公定制を維持していたマサチューセッツ州がこれを廃止したのは一八三三年である。BERG, *supra* note 22, at 49.
- (60) マサチューセッツ州は一八二七年に公立学校での宗派教育を禁止する法律を制定していたが、一八四〇年代までは無視されていたといわれる。See Feldman, *supra* note 22, at 74-75.
- (61) See FINNEY, *supra* note 58, at 140.
- (62) See also Robert Fairchild Cushman, *Holy Bible and the Public Schools*, 40 *Cornell L. Rev.* 475, 477 (1955).

- (63) See GLENN, *supra* note 8, at 163.
- (64) See John C. Jeffries Jr. & James E. Ryan, *The Political History of the Establishment Clause*, 100 MICH. L. REV. 279, 297 (2001). 有賀弘「アメリカ社会の発展と宗教」阿部ほか編・世紀転換期のアメリカ (東京大学出版会、一九八二年) 三七—四三頁、金原恭子「教会内紛と司法介入(1)」法律協会雑誌一一二巻八号 (一九九五年) 七七頁も参照。
- (65) See CUBBERLEY, *supra* note 27, at 176; Feldman, *supra* note 22, at 67. マンや他の公立学校を推進する者たちは、プロテスタント各派の教義の最小公倍数となるものを公立学校に存置したのである。See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 298.
- (66) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 298. プロテスタントにとっては、解説や説明なく聖書を素読することは信仰の中心的行為である。See Feldman, *supra* note 22, at 75.
- (67) 無宗派主義は、特定の信仰教義に触れることなく宗教的に道徳を教える画期的な解決方法だったと評価されている。See Feldman, *supra* note 22, at 78.
- (68) See *id.* at 77.
- (69) See GREEN, *supra* note 59, at 15.
- (70) See Feldman, *supra* note 22, at 66.
- (71) See CUBBERLEY, *supra* note 27, at 173. See also Feldman, *supra* note 22, at 67.
- (72) See KAESTLE, *supra* note 7, at 77. 実際、公立学校の設置を推進していたのはプロテスタント教会の牧師であった。See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 297.
- (73) See KAESTLE, *supra* note 7, at 93.
- (74) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 371-372.
- (75) See GREEN, *supra* note 59, at 32.
- (76) See NORD, *supra* note 12, at 75.
- (77) See Feldman, *supra* note 22, at 81-82.

- (78) See NORD, *supra* note 12, at 72.
- (79) See McCollum v. Board of Educ., 333 U.S. 203, 215 (1948) (Frankfurter, J., concurring).
- (80) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 422. 後掲註(139)～(143)参照。
- (81) See GREEN, *supra* note 59, at 19.
- (82) See SPRING, *supra* note 47, at 100, 103.
- (83) See GLENN, *supra* note 8, at 162. そして、公立学校の無宗派化は、公立学校からプロテスタント的要素を取り除くことを意味しなかつたのである。See *Id.*
- (84) See also Cushman, *supra* note 62, at 497.
- (85) See Feldman, *supra* note 22, at 114. 公立学校での無宗派主義には、道德教育を通じた共和主義的価値観の育成という重要な側面があることを強調する見解がある。See *id.* at 115.
- (86) See KAESTLE, *supra* note 7, at 71; SPRING, *supra* note 47, at 87.
- (87) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 212-213.
- (88) See *id.*
- (89) See *id.* at 213-214.
- (90) See *id.* at 213.
- (91) See *id.* at 215-216.
- (92) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 299.
- (93) アメリカにおけるカトリック教徒の人口は一八三〇年には六〇万人、一八五〇年には一六〇万人、一八六〇年に三二〇万人、一九〇〇年では一一二〇〇万人、そして一九三〇年は二四〇〇万人であった。See *id.* at 299-300.
- (94) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 225-226.
- (95) See KAESTLE, *supra* note 7, at 63.

- (96) See GLENN, *supra* note 8, at 103. See also DONALD E. BOLES, *THE BIBLE, RELIGION AND THE PUBLIC SCHOOLS* 28 (3d ed, 1965).
- (97) 廣田秀孝「アイルランド貧困層の国際移動」歴史評論七九二号（二〇一六年）二三頁参照。
- (98) 廣田秀孝『自己防衛の名の下に』——移民貧困層の州外強制退去と19世紀アメリカの移民政策——」アメリカ研究四八号（二〇一四年）一〇二頁。
- (99) See SPRING, *supra* note 47, at 87.
- (100) 廣田・前掲註(97)一二頁参照。
- (101) 廣田・前掲註(98)一〇二頁。
- (102) 同前。それゆえマサチューセッツ州では貧困移民を毎年数百人規模でヨーロッパへ強制送還するという措置をとっていた。廣田・前掲註(97)一二頁参照。
- (103) See JOEL SPRING, *THE AMERICAN SCHOOL: FROM THE PURITANS TO THE TRUMP ERA* 124 (10th ed. 2018).
- (104) See *id.*
- (105) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 303. 前掲註(49)も参照。
- (106) See GLENN, *supra* note 8, at 105.
- (107) See *id.*
- (108) See *id.* at 104-105; STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 216-217. See also Thomas Berg, *The Story of the School Prayer Decisions: Civil Religion Under Assault, in* FIRST AMENDMENT STORIES 194 (Richard W. Garnett & Andrew Koppelman eds. 2012).
- プロテスタント系住民はカトリック教徒を専制政治に味方する者としてさげすんでいたのでもある。See KAFSTLE, *supra* note 7, at 93.
- (109) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 217; See GLENN, *supra* note 8, at 107.

- (110) See SPRING, *supra* note 47, at 87.
- (111) See GLENN, *supra* note 8, at 156. See also STEVEN WALDMAN, SACRED LIBERTY 145 (2019).
- (112) See BOLES, *supra* note 96, at 30.
- (113) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 303.
- (114) See e.g., Korematsu v. United States, 323 U.S. 214 (1944); Trump v. Hawaii, 138 S. Ct. 2392 (2018).
- (115) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 299; SPRING, *supra* note 47, at 87-88.
- (116) 欽定聖書は「プロテスタントはカトリックとまったく異なる」という視点で書かれていることが、カトリックにとって問題であった。See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 373. それゆえ、欽定聖書を使用すること自体が反カトリック的と理解された。See Feldman, *supra* note 22, at 85.
- (117) Douglas Laycock, “Noncoercive” Support for Religion: Another Fales Claim about the Establishment Clause, 26 VAL. L. REV. 37, 51 (1991).
- (118) See Steven K. Green, The Blaine Amendment Reconsidered, 36 AM. J. LEGAL HIST. 38, 41 (1992).
- (119) See GLENN, *supra* note 8, at 156. See also Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 302-303.
- (120) See Feldman, *supra* note 22, at 86. その強制には「自らの信仰しない宗教的道德観を教える公立学校の経費を税を通じて徴収する」とも含まれる。これは「一九世紀前半に廃止された宗教公定制の一部であった宗教課税（自らが進行しない教会を維持する経費を税を通じて徴収すること）」と類似するものであるといえよう。
- (121) プロテスタントはカトリックの反対を聖書に対する攻撃と考えていた。See GREEN, *supra* note 59, at 34.
- (122) See GLENN, *supra* note 8, at 161.
- (123) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 229-230. See also Feldman, *supra* note 22, at 87.
- (124) See Feldman, *supra* note 22, at 88.
- (125) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 328; GLENN, *supra* note 8, at 71. アイランド移民は以前から低賃金労働をめ

ぐり自由黒人と争っていたので、奴隷解放のために北軍に参加することを忌避し、戦後も解放奴隷に集団暴行を加えるなどをしてきた。こうしたことも、反カトリック運動再燃の一因といえよう。貴堂嘉之『アメリカ合衆国史② 南北戦争の時代』(岩波書店、二〇一九年) 九一、一二八、一三〇頁参照。

- (126) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 330.
- (127) See Feldman, *supra* note 22, at 93.
- (128) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 227-228.
- (129) See *id.* at 228.
- (130) See *id.* at 229.
- (131) See *id.* at 218.
- (132) 一八八〇年代にカトリックはニューヨーク市やボストン市、シカゴ市などの主要な都市で市長を輩出するまでの政治力を獲得していた。See LLOYD P. JORGENSEN, THE STATE AND THE NON-PUBLIC SCHOOL, 1825-1925, 121-122 (1987).
- (133) See STOKES & PFEFFER, *supra* note 50, at 373-374.
- (134) See GLENN, *supra* note 8, at 72.
- (135) See GREEN, *supra* note 59, at 236.
- (136) See Green, *supra* note 118, at 47.
- (137) See Feldman, *supra* note 22, at 94.
- (138) ブレイン改正案については、高畑・前掲註(6)参照。
- (139) See Green, *supra* note 118, at 43. プロテスタントとカトリックの対立が激しかった州では、一八四〇年代後半から宗教系私立学校に対する公的助成を禁止する規定を制定していた。See GLENN, *supra* note 8, at 164.
- (140) 宗教系私立学校に対する公的助成禁止には、(1)公教育制度維持のための競争の制限、(2)公立学校での移民同化の役割を公務員が担うとの信念、(3)教育水準の維持と社会への説明責任、(4)政府の教育予算の獲得をめぐる宗教間の対立・競争の回避、

(5) 反カトリック感情といった理由があると指摘されている。See GREEN, *supra* note 59, at 7.

(141) See GLENN, *supra* note 8, at 157, 217. Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 305は、宗教系私立学校に対する公的助成の禁止は多様な考えを反映したものであるが、その中でも反カトリックの要因は際立っていると述べ、それは偏見から生まれたものだという。

このような宗教対立を起源とする規定が日本に「輸出」されたことに言及するものとして、see Schempp, 374 U.S. at 257 n.22 (Brennan, J. concurring).

(142) 例えば、ブレイン改正案の連邦議会上院で示された文案には、この改正案は公立学校での聖書朗読を阻むものと理解されてはならないと明記してあった。See BOLLES, *supra* note 96, at 32; GREEN, *supra* note 59, at 214-215. 州憲法上の公立学校での宗教教育禁止規定もまた、聖書朗読を否定するものではないと理解されていたのである。See WALDMAN, *supra* note 111, at 150.

(143) See Feldman, *supra* note 22, at, 68.

(144) See GLENN, *supra* note 8, at 164-165.

(145) See KAESTLE, *supra* note 7, at 99.

(146) See Feldman, *supra* note 22, at 71.

(147) See KAESTLE, *supra* note 7, at 98. See also Mark DeForrest, *An Overview and Evaluation of State Blaine Amendments: Origins, Scope, and First Amendment Concerns*, 26 HARV. J.L. & PUB. POL'Y 551, 559 (2003). Joseph P. Viteritti, *Blaine's Wake: School Choice, the First Amendment, and State Constitutional Law*, 21 HARV. J.L. & PUB. POL'Y 657, 668 (1998) は、「共和国が存続するためには、道義をわきまえた市民を育成しなければならない。道徳は宗教に根ざす。宗教は聖書に基づく。公立学校は道義をわきまえた市民を育成する主要な手段である。したがって、公立学校の生徒たちは聖書を朗読しなければならない」という発想が当時の宗教・教育関係者の中にあっただという。

(148) See Viteritti, *supra* note 147, at 668.

- (149) See Feldman, *supra* note 22, at 114.
- (150) この時期にマサチューセッツ州で聖書朗読法が制定されたのは、当時移民排斥の勢力 (the Know-Nothing Party) が政権を獲得したためである。See MICHAEL S. ARIENS & ROBERT A. DESTRO, RELIGIOUS LIBERTY IN A PLURALISTIC SOCIETY 157 (2nd ed. 2002).
- (151) 前掲註(74)参照。See also TYACK, *supra* note 34, at 164.
- (152) See GREEN, *supra* note 59, at 137, 145.
- (153) See Jeffries & Ryan, *supra* note 64, at 304.
- (154) See Tyack, *supra* note 34, at 162. 平塚・前掲註(6)三一五頁、藤枝・前掲註(6)四三頁はともに V. T. THAYER, RELIGION IN PUBLIC EDUCATION 38-42 (1947) を引用して、一八八〇年代から聖書朗読が減少し、一九一三年までには一〇二州しか朗読を要求していないと指摘する。一九世紀末になると移民であったカトリックがある程度アメリカに同化し、中産階級の一部を形成するようになったことと、反カトリック感情が低減したことが理由と考えられる。See NORR, *supra* note 12, at 70.
- (155) See KESECKER, *supra* note 53, at 3. 一九一三年以降一一の州とワシントン D.C. で聖書朗読を義務付ける法律が成立し、他の一〇州がその朗読を容認する法律を可決した。一九三四年の段階では、二三州が法律で聖書朗読を義務付けもしくは容認しつつたどる資料もある (See ALVIN W. JOHNSON, THE LEGAL STATUS OF CHURCH-STATE RELATIONSHIPS IN THE UNITED STATES 26-27 (1934))。一九三〇年代の公立学校における聖書朗読の状況については、原田ほか・前掲註(6)一〇四頁の資料を参照。
- (156) See BOLES, *supra* note 96, at 52.
- (157) See GREEN, *supra* note 59, at 242.
- (158) Act of May 18, 1917, c. 15, 40 Stat. 76. See also Arver v. United States, 245 U.S. 366, 375 (1918).
- (159) See FINNEY, *supra* note 58, at 305. アメリカへ帰化の意思を示した外国人も徴兵の対象としたことが、アメリカ文化を



よく知らない兵士を多く生んだ一因と考えられる。新規に到来した移民を含む外国生まれの兵士は、第一次世界大戦の米軍総兵力の約一六%を占めていたといわれる。中野耕太郎『アメリカ合衆国史』③ 二〇世紀アメリカの夢』（岩波書店、二〇一九年）七九頁参照。

(160) See TYACK, *supra* note 34, at 169. 当時、アジア系の移民は同化の対象ではなかった。中野・前掲註(159) 九九―一〇〇頁参照。

(161) See TYACK, *supra* note 34, at 155; GREENAWALT, *supra* note 27, at 16. 二〇世紀初頭の革新主義が社会的弱者救済運動を展開した際に、アメリカ社会に同化していない移民貧困層の存在を顕在化させたことも、公立学校で同化を推進する要素になったといえるだろう。中野・前掲註(159) 四、一四頁参照。

進化論教育を公立学校で禁止するのも、同化の一環といわれる。See TYACK, *supra* note 34, at 155. 進化論教育禁止をめぐる有名な一九二五年のスコップ判決については、see EDWARD J. LARSON, SUMMER FOR THE GODS (1997). また勝田卓也「最高裁は創造説を排除できるのか？」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と公教育』（成文堂、二〇一七年）六一―八頁も参照。

(162) *Donahoe v. Richards*, 38 Me. 379 (Sup. Jud. Ct., Me., 1854).

(163) *Commonwealth v. Cooke*, 7 Am. L. Reg. 417 (Police Ct. Boston, Mass., 1859).

(164) See BOLES, *supra* note 96, at 33; Berg, *supra* note 108, at 196.

(165) Board of Ed. of Cincinnati v. Minor, 23 Ohio St. 211 (Sup. Ct., Ohio, 1872).

(166) See also Green, *supra* note 118, at 46.

(167) マサチューセッツ州の事例については、see ARENS & DESTRO, *supra* note 150, at 158.

(168) See Cushman, *supra* note 62, at 477.

(169) State ex rel. Weiss v. District Board, 44 N.W. 967 (Sup. Ct., Wis., 1890).

(170) See e.g., *Nessle v. Hum*, 2 Ohio Dec. 60 (1894); *Stevenson v. Hanyon*, 7 Pa. Dist. 585 (1898); *Pfeiffer v. Board of Education*, 77 N.W. 250 (1898); *Wilkerson v. Rome*, 110 S.E. 895 (1921); *People ex rel. Vollmar v. Stanley*, 255 Pac. 610

- (1927); Kaplan v. Independent School Dist. 214 N.W. 18 (1927).
- (171) See also Cushman, *supra* note 62, at 477-478.
- (172) See KESECKER, *supra* note 53, at 3.
- (173) See BOLES, *supra* note 96, at 54.
- (174) School Dist. v. Schempp, 374 U.S. 203 (1963).
- (175) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421 (1962).
- (176) See GREENAWALT, *supra* note 27, at 37; Berg, *supra* note 108, at 193.
- (177) Lee v. Weisman, 505 U.S. 577 (1992); Santa Fe Independent Sch. Dist. v. Doe, 530 U.S. 290 (2000).
- (178) Kennedy v. Bremerton School Dist., 142 S. Ct. 2407 (2022).
- (179) シーモア・M・リップセット (上坂昇・金重紘訳)・アメリカ例外論 (明石書店、一九九九年) 一八頁参照。See also Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc., 573 U.S. 682 (2014); Masterpiece Cakeshop, Ltd., et al. v. Colorado Civil Rights Commission et al., 138 S. Ct. 1719 (2018).
- (180) See GREEN, *supra* note 59, at 34.
- (181) See *id.* at 8.
- (182) See *id.* at 257. 高畑英一郎「宗教条項の原意を探る」[二〇二〇]アメリカ法二五八―二五九頁も参照。アメリカ憲法の原意主義的解釈全般については、アントニン・スカリア (高畑英一郎訳)『法解釈の問題』(勁草書房、二〇二三年)参照。